

議案第 5 6 号

令和 3 年度 印南町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度 印南町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,437 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,038,995 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の追加及び変更は「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日 提出
印南町長 日裏 勝己

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

一般会計

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		1,870,100 <small>千円</small>	55,000 <small>千円</small>	1,925,100 <small>千円</small>
	1. 地方交付税	1,870,100	55,000	1,925,100
13. 分担金及び負担金		12,392	957	13,349
	1. 負担金	12,392	957	13,349
15. 国庫支出金		1,018,921	41,685	1,060,606
	1. 国庫負担金	223,953	4,002	227,955
	2. 国庫補助金	784,540	37,683	822,223
16. 県支出金		556,977	193	557,170
	2. 県補助金	213,419	33	213,452
	3. 県委託金	14,511	160	14,671
19. 繰入金		621,800	△266,423	355,377
	1. 基金繰入金	621,800	△278,020	343,780
	2. 特別会計繰入金	0	11,597	11,597
20. 繰越金		80,000	97,833	177,833
	1. 繰越金	80,000	97,833	177,833

21. 諸収入		26,295	492	26,787
	3. 雑入	26,193	492	26,685
22. 町債		380,100	270,700	650,800
	1. 町債	380,100	270,700	650,800
歳	入	合	計	
		5,838,558	200,437	6,038,995

歳 出

一般会計

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		991,714 ^{千円}	91,422 ^{千円}	1,083,136 ^{千円}
	1. 総務管理費	867,493	89,350	956,843
	2. 徴税費	67,570	241	67,811
	3. 戸籍住民基本台帳費	23,023	1,671	24,694
	5. 統計調査費	688	160	848
3. 民生費		1,099,444	11,267	1,110,711
	1. 社会福祉費	964,372	11,256	975,628
	2. 児童福祉費	134,665	11	134,676
4. 衛生費		686,446	11,298	697,744
	1. 保健衛生費	396,997	11,298	408,295
5. 農林水産業費		589,465	80	589,545
	1. 農業費	148,226	80	148,306
	3. 水産業費	334,496	0	334,496
7. 土木費		936,709	5,550	942,259
	2. 道路橋梁費	601,940	0	601,940
	5. 住宅費	36,033	5,550	41,583

9. 教育費		620,023	55,606	675,629
	1. 教育総務費	58,429	1,584	60,013
	2. 小学校費	101,093	49,300	150,393
	4. 社会教育費	38,263	2,722	40,985
	5. 保健体育費	30,179	1,900	32,079
	6. 幼児対策費	308,762	100	308,862
10. 災害復旧費		11,379	25,147	36,526
	1. 農林水産業施設災害復旧費	2,924	19,147	22,071
	2. 公共土木施設災害復旧費	8,455	6,000	14,455
13. 予備費		5,000	67	5,067
	1. 予備費	5,000	67	5,067
歳 出	合 計	5,838,558	200,437	6,038,995

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

一般会計

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	1,870,100 千円	55,000 千円	1,925,100 千円
13. 分担金及び負担金	12,392	957	13,349
15. 国庫支出金	1,018,921	41,685	1,060,606
16. 県支出金	556,977	193	557,170
19. 繰入金	621,800	△266,423	355,377
20. 繰越金	80,000	97,833	177,833
21. 諸収入	26,295	492	26,787
22. 町債	380,100	270,700	650,800
歳入合計	5,838,558	200,437	6,038,995

歳 出

一般会計

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	991,714	91,422	1,083,136	3,372	25,000	1,780	61,270
3. 民生費	1,099,444	11,267	1,110,711		9,200		2,067
4. 衛生費	686,446	11,298	697,744	8,732			2,566
5. 農林水産業費	589,465	80	589,545		89,700		△89,620
7. 土木費	936,709	5,550	942,259		142,000		△136,450
9. 教育費	620,023	55,606	675,629	14,284	47,400		△6,078
10. 災害復旧費	11,379	25,147	36,526	15,490	8,500	957	200
13. 予備費	5,000	67	5,067				67
歳 出 合 計	5,838,558	200,437	6,038,995	41,878	321,800	2,737	△165,978

2. 歳 入

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1. 地方交付税	1,870,100	55,000	1,925,100	1. 地方交付税	55,000	普通交付税
計	1,870,100	55,000	1,925,100			

(款) 13. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

5. 農林水産業施設災害復旧費負担金	0	957	957	1. 農林水産業災害復旧費負担金	957	令和3年農地農業用施設災害復旧費負担金
計	12,392	957	13,349			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

3. 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	0	4,002	4,002	1. 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	4,002	令和3年道路河川災害復旧事業国庫負担金
計	223,953	4,002	227,955			

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	133,227	3,212	136,439	1. 総務費国庫補助金	3,212	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2. 民生費国庫補助金	110,098	33	110,131	2. 児童福祉費国庫補助金	33	子ども・子育て支援交付金

3. 衛生費国庫補助金	28,983	8,732	37,715	1. 衛生費国庫補助金	8,732	感染症予防事業費等国庫補助金 新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	132 8,600
5. 教育費国庫補助金	102	14,218	14,320	1. 教育費国庫補助金	14,218	学校施設環境改善交付金(切小体育館空調整備)	
7. 農林漁業施設災害復旧費国庫補助金	0	11,488	11,488	1. 農林漁業施設災害復旧費国庫補助金	11,488	令和3年農地農業用施設災害復旧費国庫補助金	
計	784,540	37,683	822,223				

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	37,551	33	37,584	2. 児童福祉費県補助金	33	子ども・子育て支援県補助金	
計	213,419	33	213,452				

(項) 3. 県委託金

1. 総務費県委託金	11,596	160	11,756	2. 統計調査費県委託金	160	経済センサス県委託金(活動調査)	
計	14,511	160	14,671				

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	511,000	△279,800	231,200	1. 財政調整基金繰入金	△279,800	財政調整基金繰入金	
5. 未来投資基金繰入金	17,100	1,780	18,880	1. 未来投資基金繰入金	1,780	未来投資基金繰入金	
計	621,800	△278,020	343,780				

(款) 11. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

(項) 2. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別会計繰入金	千円 0	千円 11,597	千円 11,597	2. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	千円 697	後期高齢者医療特別会計繰入金(職員給与費分) 100 後期高齢者医療特別会計繰入金(事務費分) 597
				3. 介護保険事業特別会計繰入金	10,900	介護保険事業特別会計繰入金(事務費分) 1,966 介護保険事業特別会計繰入金(介護給付費分) 7,595 介護保険事業特別会計繰入金(地域支援事業費分) 1,155 介護保険事業特別会計繰入金(職員給与費) 184
計	0	11,597	11,597			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	80,000	97,833	177,833	1. 繰越金	97,833	繰越金
計	80,000	97,833	177,833			

(款) 21. 諸収入

(項) 3. 雑入

2. 雑入	17,788	492	18,280	2. 過年度収入	492	前年度養育医療費国庫負担金 11 前年度ひとり親家庭医療費県補助金精算金 97 前年度児童手当国費負担金 6 前年度児童手当県費負担金 1 前年度低所得者保険料軽減国庫負担金 227 前年度低所得者保険料軽減県負担金 114 前年度地域生活支援事業費県補助金 36
計	26,193	492	26,685			

(款) 22. 町債

(項) 1. 町債

3. 臨時財政対策債	200,000	△51,100	148,900	1. 臨時財政対策債	△51,100	臨時財政対策債
5. 過疎対策事業債	0	313,300	313,300	1. 過疎対策事業債	313,300	若者定住賃貸住宅等家賃助成事業 10,000 若者定住新築住宅等取得助成事業 15,000 子ども医療費・乳幼児医療費(単独)助成事業 9,200 こども園運営費補助事業 10,000 橋梁長寿命化修繕事業 29,800 海岸保全施設老朽化対策事業 69,700 漁港施設機能保全事業(荷揚場) 20,000 切目橋架替事業 60,000 町道為線改良事業 28,000 町道上野山線改良事業 18,200 町道清水アガノ線改良事業 6,000 切目小学校屋内運動場空調設備設置事業 37,400
6. 災害復旧事業債	0	8,500	8,500	1. 災害復旧事業債	8,500	農地農業用施設災害復旧事業 6,600 道路河川施設災害復旧事業 1,900
計	380,100	270,700	650,800			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 特別会計繰入金

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明 千円	
				特 定 財 源			一般財源 千円	区 分		金 額 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円				
1. 一般管理費	206,642	82,470	289,112				82,470	3. 職員手当等 470 25. 積立金 82,000	児童手当 財政調整基金積立金	
4. 財産管理費	55,870	1,800	57,670				1,800	11. 需用費 1,800	修繕料	
6. 企画費	259,078	1,780	260,858		25,000	1,780	△25,000	15. 工事請負費 1,350 17. 公有財産購入費 430	印南町未来投資事業工事請負費 印南町未来投資事業用地購入費	
11. 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費	189,134	3,300	192,434	3,212			88	19. 負担金補助及び交付金 3,300	印南3店舗スタンプラリー事業支援補助金	
計	867,493	89,350	956,843	3,212	25,000	1,780	59,358			

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	51,828	241	52,069				241	3. 職員手当等 241	住居手当
計	67,570	241	67,811				241		

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	23,023	1,671	24,694				1,671	13. 委託料 1,671	戸籍システム改修委託料
--------------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	------------------	-------------

計	23,023	1,671	24,694				1,671			
---	--------	-------	--------	--	--	--	-------	--	--	--

(項) 5. 統計調査費

2. 指定統計費	608	160	768	160				11. 需用費	160	消耗品費
計	688	160	848	160						

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

2. 障害福祉費	233,796	8,390	242,186				8,390	23. 償還金利子及び割引料	8,390	前年度障害者自立支援医療費国庫負担金返還金 141 前年度障害者自立支援医療費県負担金返還金 71 前年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 3,865 前年度障害者自立支援給付費県負担金返還金 1,933 前年度障害児施設措置費国庫負担金返還金 2,287 前年度障害児施設措置費県負担金返還金 93
3. 高齢者福祉費	247,354	1,271	248,625				1,271	23. 償還金利子及び割引料	52	前年度介護保険低所得者負担対策県補助金返還金
								28. 繰出金	1,219	介護保険会計繰出金（職員給与等） 105 介護保険会計繰出金（事務費） 660 介護保険会計繰出金（低所得者保険料軽減過年度分） 454
5. 保健福祉医療費	58,584	753	59,337			9,200	△8,447	23. 償還金利子及び割引料	753	前年度重度心身障害児者医療費県補助金返還金 747 前年度乳幼児医療費県補助金返還金 6
6. 隣保館事業費	8,488	32	8,520				32	4. 共済費	32	雇用保険料（再任用）
8. 後期高齢者医療費	156,587	810	157,397				810	28. 繰出金	810	後期高齢者医療会計繰出金（職員給与費）

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金						
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
計	964,372	11,256	975,628		9,200		2,056			

(項) 2. 児童福祉費

4. 子育て世帯への臨時特別給付費	0	11	11				11	23. 償還金、利子及び割引料	11	前年度子育て世帯への臨時特別給付国庫補助金返還金
計	134,665	11	134,676				11			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

3. 感染症等予防費	37,859	2,698	40,557	132			2,566	11. 需用費	2,500	新型コロナウイルス抗原検査キット購入費
								13. 委託料	198	電算委託料
7. 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	47,026	8,600	55,626	8,600				3. 職員手当等	273	超過勤務手当
								8. 報償費	7,515	謝金
								11. 需用費	812	消耗品費
計	396,997	11,298	408,295	8,732			2,566			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

2. 農業総務費	23,206	80	23,286				80	3. 職員手当等	80	扶養手当
計	148,226	80	148,306				80			

(項) 3. 水産業費

2. 漁港建設費	42,074	0	42,074		20,000		△20,000			
3. 漁港維持費	282,251	0	282,251		69,700		△69,700			
計	334,496	0	334,496		89,700		△89,700			

(款) 7. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	305,400	0	305,400		89,800		△89,800			
3. 道路新設改良事業費	127,128	0	127,128		52,200		△52,200			
計	601,940	0	601,940		142,000		△142,000			

(項) 5. 住宅費

2. 住宅改善事業費	27,052	5,550	32,602				5,550	15. 工事請負費	5,550	住宅改善工事請負費
計	36,033	5,550	41,583				5,550			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

3. 教育諸費	7,564	1,584	9,148				1,584	19. 負担金補助及び交付金	1,584	修学旅行補助金(コロナ対策)(小学校) 832 修学旅行補助金(コロナ対策)(中学校) 752
計	58,429	1,584	60,013				1,584			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
1. 学校管理費	87,174	49,300	136,474	14,218	37,400	△2,318	11. 需用費	1,000	修繕料
							13. 委託料	1,300	切目小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
							15. 工事請負費	47,000	切目小学校屋内運動場空調設備設置工事請負費
計	101,093	49,300	150,393	14,218	37,400	△2,318			

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	20,384	1,100	21,484				1,100	8. 報償費	100	講師謝金 (国民文化祭)
								11. 需用費	1,000	消耗品費 (国民文化祭)
2. 社会教育施設費	13,872	760	14,632				760	11. 需用費	760	修繕料
3. 公民館事業費	3,201	862	4,063				862	11. 需用費	598	光熱水費 修繕料
								19. 負担金補助及び交付金	264	水道加入負担金
計	38,263	2,722	40,985				2,722			

(項) 5. 保健体育費

3. 体育施設費	22,062	1,900	23,962				1,900	11. 需用費	1,900	修繕費
計	30,179	1,900	32,079				1,900			

(項) 6. 幼児対策費

1. 幼児教育費	285,162	100	285,262	66	10,000		△9,966	19. 負担金補助及び交付金	100	こども園運営費補助金（新型コロナウイルス対策）
計	308,762	100	308,862	66	10,000		△9,966			

(款) 10. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

1. 農地農業用施設災害復旧費	1,513	19,147	20,660	11,488	6,600	957	102	15. 工事請負費	19,147	令和3年農地施設災害復旧工事請負費
計	2,924	19,147	22,071	11,488	6,600	957	102			

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋梁災害復旧費	6,944	6,000	12,944	4,002	1,900		98	15. 工事請負費	6,000	令和3年道路河川災害復旧工事請負費
計	8,455	6,000	14,455	4,002	1,900		98			

(款) 13. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	5,000	67	5,067				67			
計	5,000	67	5,067				67			

第2表 地方債補正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	千円 313,300	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを行なった後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と 協定するものによる。ただし、町財政上 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。
災害復旧事業債	8,500	〃	〃	〃

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 200,000	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 148,900	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。